

基本的な枠組みと制度設計の方向性(案)

森林を取り巻く状況と森林環境税(仮称)の必要性(案)

【森林を取り巻く状況】

- 森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵をもたらしている。我が国の森林を守ることは、我が国が世界の環境問題に貢献することであり、我が国の国土を守ることであり、我が国の国民の命を守ることである。
- しかし、近年、手入れが行き届いていない森林の存在が顕在化。木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施業を促すことを中心とする既存の施策では、適正な森林管理に限界。

【新たな森林管理システムと森林環境税(仮称)の必要性】

- そこで、政府としては、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化し、所有者による自発的な施業が見込めない森林について、所有者等からの委託を受けた市町村が間伐を行うこととする仕組み等を含む、新たな森林管理システムの構築に向けた検討を進めているところ。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が森林整備等を行うために必要な費用について、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして森林環境税(仮称)を創設することが必要。

新税の創設に当たっての課題等

- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、地方団体の新たな安定的な財源を確保することが必要になることは認識しつつも、それらの財源として新しい税を創設するためには、その前提として、国民(納税者)の理解が十分に得られることが必要不可欠。
- 特に、森林環境税(仮称)を、個人住民税均等割の枠組みを活用して創設するのであれば、国民に広く、定額を課税することとなるため、復興財源を確保するための税制上の措置や府県等で行われている超過課税も勘案した上で、国民の負担感に配慮する必要性が一層高い。
- また、得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、市町村における事業実施体制の確保も必須。
- 新たな森林管理システムが施行される時期を念頭に置いてその財源を確保するためにあるべき税制の姿を検討することとしつつも、実際に新税を導入する時期については、社会経済情勢等にも鑑みながら、新税創設に当たって求められる上記の前提条件も踏まえ、検討することが必要。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の基本的な枠組み(案)

- 国税として、森林環境税(仮称)を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収し、その全額を譲与税特別会計(※)に払い込み、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。

(※)正式名称は、「交付税及び譲与税配付金特別会計」

- ・ 森林環境税(仮称)は、国民皆で森林を支える仕組みとして、国民が広く等しく負担を分任するものとして制度設計すべきもの。
- ・ 市町村による森林整備等のために必要な財源とするためには、税を負担する住民の所在する区域を越えて、森林が所在する市町村に対して適切に帰属させる必要。
地方税は、地方団体が自らの行政を行うために必要な経費を賄うものであり、それぞれの市町村が条例に基づく課税権を行使して得た税収を、他の市町村の行政経費に充てることを目的として制度的に移転させることはできないため、これを地方税として制度設計することはできない。
国民に等しく負担を求めた上で、森林整備等を行う市町村に対して税収を帰属させるためには、国税として課すという制度設計をする必要。
- ・ また、森林環境税(仮称)のコンセプトは、住民が広く等しく負担を分かち合う個人住民税均等割が最も馴染みが良いため、森林環境税(仮称)の課税に当たっては、その枠組みを活用し、個人住民税均等割の納税義務者に対して、定額の負担を求めることを基本とすることが適当。
個人住民税均等割の枠組みは、全国で多くの府県等が実施している森林環境等の保全を目的とする超過課税においても活用されており、国民の理解も比較的得やすく、課税実務の面でも円滑な導入が期待できる。
- ・ 国税として得られた税収を地方団体に帰属させる手法としては、地方団体の裁量を残しつつ、用途を定めることのできる仕組みとして、既存の地方譲与税の制度を活用することが適当。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(1/3)

1. 森林環境税(仮称)に関する事項

項目	整理の方向性(案)	課題
課税主体	国	-
納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める <ul style="list-style-type: none"> 法人は、地球温暖化対策のための税(石油石炭税の上乗せ措置)を既に負担 	-
※ 賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う	市町村が個人の市町村民税と併せて国税を賦課徴収することに伴う諸課題(地域毎に非課税限度額が異なること等)について、引き続き整理が必要
譲与税特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が譲与税特別会計に払い込み	-

「※」は、資料3において改めて検討を行う項目

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(2/3)

2. 森林環境譲与税(仮称)に関する事項

項目	整理の方向性(案)	課題
譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額	-
※ 譲与団体	森林整備等の対象となる森林が所在する市町村が基本	都道府県への譲与については、引き続き検討
※ 使途	-	必要最小限の事業に限定すべきという意見、森林地域における幅広い行政ニーズに要する費用に対応できるようにすべきとの意見、都市部の需要も含めて対象とすべきという意見等、様々な意見が出ており、引き続き検討。
※ 譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定することが基本	具体的にどのような指標を用いることが妥当か、使途についての検討を踏まえ、引き続き検討
※ 使途の公表	-	譲与を受けた地方団体に対して、使途の公表を義務づけることについて、引き続き検討

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計の方向性(案)(3/3)

3. 共通事項等

項目	整理の方向性(案)	課題
恒久措置 or 暫定措置	<p>恒久的な制度として創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな森林管理システムは、恒久的な制度として構築される予定 	-
※ 国の森林環境税(仮称)と府県における超過課税との関係	-	<p>国の森林環境税(仮称)と府県において森林環境・水源環境の保全を目的として実施されている超過課税との関係をどのように考えるかについて、引き続き検討</p>

「※」は、資料3において改めて検討を行う項目